

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第109号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「区役所出張所（）」の右に「右京区役所京北出張所（以下「京北出張所」という。）を除く。」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 京北出張所において取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 京北出張所の庶務に関すること。
- (2) 庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- (3) 合同庁舎の管理に関する事務の統轄及び調整に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること。
- (5) 各種の調査及び報告に関すること。
- (6) 災害対策に関すること。
- (7) 行旅病人及び行旅死亡人並びに変死者に関すること。
- (8) 粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- (9) 戸籍に関すること。
- (10) 住民基本台帳に関すること。
- (11) 外国人登録に関すること。
- (12) 平和条約国籍離脱者の子孫の特別永住許可事務に関すること。
- (13) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律による事務に関すること。
- (14) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年京

都府条例第35号)による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料の徴収に関すること。

- (15) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (16) 埋火葬の許可に関すること。
- (17) 個人の印鑑の登録及び証明に関すること。
- (18) 証明に関すること。
- (19) 証明、閲覧等の手数料の調定及び徴収に関すること。
- (20) 現金、有価証券及び収入証紙の出納及び保管に関すること。
- (21) 現金の記録管理に関すること。
- (22) 支出負担行為の確認に関すること。
- (23) 収入及び支出の証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (24) 市税(区長に権限が委任されたものに限る。以下同じ。)の賦課、減免及び調定に関すること。
- (25) 税務に係る収入金の調定に関すること。
- (26) 市税に係る徴収金の納付状況の管理に関すること。
- (27) 市税に係る徴収金の過誤納金の還付に関すること。
- (28) 納税貯蓄組合及び納税の普及に関すること。
- (29) 固定資産(大規模等の家屋及び償却資産で市長が指定するものを除く。)の評価に関すること。
- (30) 固定資産課税台帳に関すること。
- (31) 固定資産税及び都市計画税に係る閲覧及び縦覧に関すること。
- (32) 租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明に関すること。
- (33) 固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。
- (34) 市税に係る徴収金(市税に係る過料を含む。以下同じ。)の徴収(市税の減免に

関することを除く。) に関すること。

(35) 市税に係る徴収金の滞納処分に関すること。

(36) 市税に係る徴収金の嘱託及び諸団体等の徴収金の受託に関すること。

(37) 市税に係る徴収金の欠損処分に関すること。

(38) 児童手当の受給資格及び額の認定並びに現金による支払に関すること。ただし、本市の職員に係るものを除く。

(39) 介護保険被保険者の資格に関すること。

(40) 介護保険の保険給付（区長に権限が委任されたものに限る。）に関すること。

(41) 介護保険法による介護給付（介護保険施設の代表者に受領が委任されたものを除く。）及び予防給付の審査及び支給決定に関すること。ただし、審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものを除く。

(42) 介護保険料に係る徴収金の賦課，減免，調定及び徴収（区長に権限が委任されたものに限る。）に関すること。

(43) 介護保険料に係る徴収金の滞納処分に関すること。

(44) 介護保険料に係る徴収金の嘱託及び受託に関すること。

(45) 介護保険料に係る徴収金の欠損処分に関すること。

(46) 介護保険料に係る徴収金の過誤納金の還付に関すること。

(47) 京都市老人医療費支給条例，京都市重度心身障害者医療費支給条例，京都市母子家庭等医療費支給条例及び京都市乳幼児医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定，支払，支給の制限及び不正利得の返還に関すること。

(48) 京都市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害援護資金の貸付けに関すること。

(49) 児童扶養手当の認定の請求，届出等の受理及びそれらの請求及び届出に係る事実についての審査に関すること。

- (50) 児童扶養手当証書の交付及び記載事項の訂正（本市の区域内における住所の変更に係るものに限る。）に関する事。
- (51) 児童扶養手当の受給資格の有無及び額の決定に必要な事項に関する調査に関する事。
- (52) 児童扶養手当の支給に関する処分に必要な資料及び報告の要求に関する事。
- (53) 特別児童扶養手当（区長に権限が委任されたものに限る。）に関する事。
- (54) 心身障害者扶養共済事業に係る加入申込み等の受付に関する事。
- (55) 国民健康保険被保険者の資格に関する事。
- (56) 国民健康保険の保険給付（区長に権限が委任されたものに限る。）に関する事。
- (57) 国民健康保険の保険給付の一部負担金に関する事。
- (58) 国民健康保険料に係る徴収金の賦課，減免，調定及び徴収（区長に権限が委任されたものに限る。）に関する事。
- (59) 国民健康保険料に係る徴収金の滞納処分にに関する事。
- (60) 国民健康保険料に係る徴収金の嘱託及び受託に関する事。
- (61) 国民健康保険料に係る徴収金の欠損処分にに関する事。
- (62) 国民健康保険料に係る徴収金の過誤納金の還付に関する事。
- (63) 国民健康保険の普及及び宣伝に関する事。
- (64) 国民年金（区長に権限が委任されたものに限る。）に関する事。
- (65) 老人保健法による医療の受給資格の認定，医療費及び高額医療費の支払並びに不正利得（医療の制限及び保険医療機関等に係るものを除く。）の徴収に関する事。
- (66) 老人保健法による医療の給付に係る一部負担金に関する事。
- (67) 第38号から前号までに規定するもののほか，児童，母子家庭及び寡婦，高齢者，身体障害者並びに知的障害者の福祉に係る支援で区長が必要と認める事務（区

役所福祉部が所掌するものに限る。) に関すること。

(68) 保健衛生に関する指導及び結核その他の疾病の予防並びに区長が必要と認める事務(区役所保健部が所掌するものに限る。) に関すること。

第4条を第5条とする。

第3条中「所長に」を「出張所にあつては、所長に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 京北出張所にあつては、所長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第3条を第4条とする。

第2条第1項中「出張所」の右に「(京北出張所長にあつては、京北出張所)」を加え、同条第2項中「所長補佐」を「第1条第2項に規定する所長補佐」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前条第2項に規定する所長補佐は、所長が定める事務について、所長を補佐する。

4 担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 京北出張所に次の職員を置く。

所 長

庶務係長

市民窓口係長

税務係長

福祉係長

保健係長

その他の職員 若干人

2 京北出張所に担当課長，所長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

本則に次の1条を加える。

(報告)

第6条 区長は，担当課長，担当課長補佐，係長又は担当係長の担当する事務の概目を定め，総務局長に報告しなければならない。

附 則

この規則は，京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(総務局総務部文書課)